

本庁部局再編たたき台

ページ

1	本庁組織再編に当たっての基本的考え方	1
2	知事部局再編案たたき台（案）	2
3	部局再編案たたき台による人員構成	3
4	部局再編案たたき台による現地機関の状況	4
5	市、町村の組織の例	5
6	部局再編案たたき台に対する部局の主な意見	7
7	住宅部存続に関する関係業界の陳情等	8

本庁組織の再編に当たっての基本的考え方（案）

- 1 ひとつの組織はできるだけ大括りにする 関連施策の連携、管理コストの縮減
一方で、本県の特徴、施策運営の姿勢を示すことも考慮する
 - ▶ 「部」の数は、必要最小限とする
 - ▶ 「課」も、その業務内容や職員数を考慮しながら統廃合を進める
 - ※組織のマネージメント、人事管理のしやすさを考慮する必要がある
 - ※大組織のデメリットの解消策
 - 下位組織、現地機関への権限委譲
 - 調整部門の強化

- 2 県民の方々、市町村の皆さんにわかりやすい組織、職員の連携が取れやすい組織にする
 - ▶ わかりやすくシンプルな名称 部や課の所管業務がイメージでき、かつシンプルな名称
 - ▶ 「局」は部内局のみとする 役割の異なる会計、企業は例外
 - ▶ 市町村と連携しやすく、効果的な施策運営ができる組織のくくり
 - ※組織のくくり方の優先順位
 - ①対象（高齢者、農家、環境 -----）
 - ②目的（福祉、医療、産業振興、環境保全-----）
 - ③手法（補助、検査 -----）
 - ※市町村との役割分担を踏まえる必要性有り

- 3 指揮命令系統は単純にする 意思決定の速さ
 - ▶ フラットな組織
 - ・原則として部次長は置かない。ただし、専門分野を統括する職については必要に応じて配置
 - ・総括的課長補佐の専任配置は必要な課のみとする

（参考）

組織の大小のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
大	<ul style="list-style-type: none"> ・関連分野の連携強化 ・管理部門の合理化 	<ul style="list-style-type: none"> ・所掌事務が多く組織長の管理が難しい ・ポストが減る（モチベーションに影響） ・組織内の調整・意思決定に手間がかかる
小	<ul style="list-style-type: none"> ・機動性が発揮できる ・ポストが増える ・組織内の調整・意思決定が速い 	<ul style="list-style-type: none"> ・他部門との連携に難 ・視野が狭くなる ・他組織との調整に手間がかかる ・管理部門がそれぞれ必要で多くなる

知事部局再編案たたき台(案)

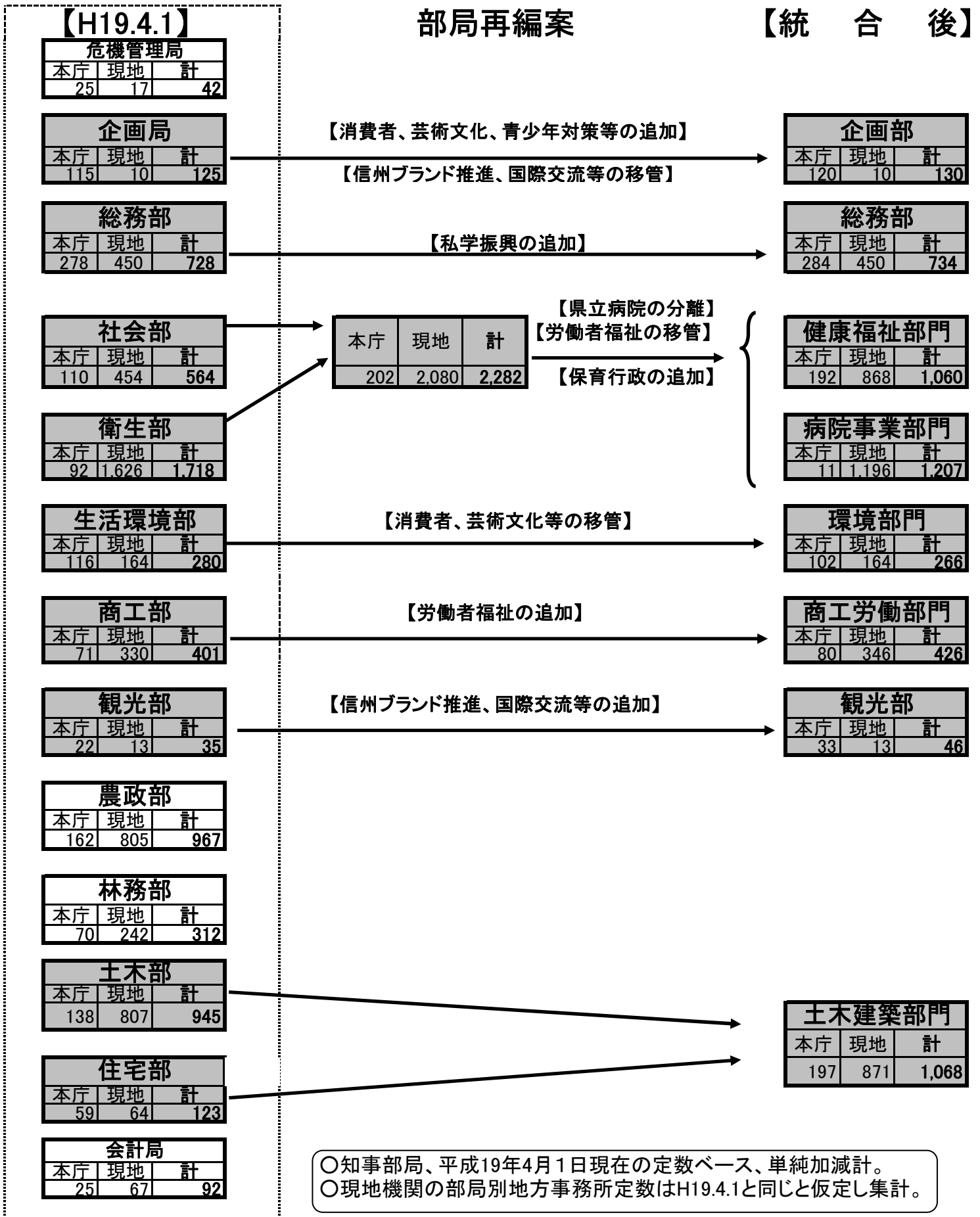
※「長野県行財政改革プラン」に掲げる「組織的課題」及び第1回、第2回の審議会における意見を踏まえ事務局(行政改革課)で作成

行政改革課

H19.4.1組織		H20.4.1組織(案)		業務の移管 (☆入●出)
13部局	主な業務	11部局 (+部内局1)	分野等	主な業務 (☆移管後の追加業務)
危機管理局	○災害等危機管理 ○消防	危機管理部	災害等危機管理	○災害等危機管理 ○消防
企画局	○県政の総合的企画・調整 ○政策評価 ○信州ブランド推進 ○土地政策 ○交通政策 ○人権・男女共同参画 ○国際交流 ○ボランティア・NPO活動推進 ○情報化推進、統計	企画部	県政の総合的企画 各部局への分散度が高く重要な横断的課題 (県の施策全般を見渡す部)	○県政の総合的企画・調整 ○政策評価 ○土地政策 ○交通政策 ○人権・男女共同参画 (多文化共生のみ存置) ○ボランティア・NPO活動推進 ○情報化推進、統計 ☆消費者、交通安全、芸術文化 ☆青少年対策
総務部	○人事、行政改革 ○予算、税 ○市町村行政 ○広報、条例立案、情報公開 ○公有財産管理	総務部	人事・予算等管理調整業務	○人事、行政改革 ○予算、税 ○市町村行政 ○広報、条例立案、情報公開 ○公有財産管理 ☆私学振興
社会部	○高齢者、障害者、児童(虐待)等社会福祉 ○生活保護等社会保障 ○労働者福祉	健康福祉部門	保健・医療・福祉	○高齢者、障害者、児童(虐待)等社会福祉 ○生活保護等社会保障 ☆保育行政
衛生部	○医療対策、健康づくり ○食品衛生・生活衛生 ○薬事行政 ○県立病院			
		病院事業部門	特別会計の県立病院	○県立病院
生活環境部	○環境配慮型県行政の推進 ○地球温暖化対策 ○自然環境保全 ○公害防止 ○生活排水対策 ○廃棄物対策 ○リサイクル促進 ○消費者、交通安全、芸術文化	環境部門	豊かな環境づくり	○環境配慮型県行政の推進 ○地球温暖化対策 ○自然環境保全 ○公害防止 ○生活排水対策 ○廃棄物対策 ○リサイクル促進
商工部	○工業・商業振興 ○計量・高圧ガス取締り ○雇用対策、職業能力開発	商工労働部門	商工業振興 労働・雇用対策	○工業・商業振興 ○計量・高圧ガス取締り ○雇用対策、職業能力開発 ☆労働者福祉
観光部	○観光振興	観光部	観光振興 交流の拡大	○観光振興 ☆信州ブランド推進 ☆国際交流(多文化共生を除く)
農政部	○農業・水産業振興 ○農業技術の改良普及 ○農地整備	農政部	農業振興	○農業・水産業振興 ○農業技術の改良普及 ○農地整備
林務部	○林業・木材産業振興 ○森林整備	林務部	森林整備	○林業・木材産業振興 ○森林整備
土木部	○道路、河川管理 ○都市計画 ○地すべり等災害防止 ○公共事業入札・契約制度	土木建築部門	基盤整備・まちづくり 建設産業関連業務	○道路、河川管理 ○都市計画 ○地すべり等災害防止 ○公共事業入札・契約制度
住宅部	○建築基準 ○県営住宅その他住宅施策 ○県施設の営繕			
会計局 (会計管理者)	○会計事務全般 ○工事等に係る検査	会計局 (会計管理者)	地方自治法に基づく会計事務	○会計事務全般 ○工事等に係る検査
教育委員会事務局	○教育行政 ○私学振興 ○青少年対策 ○保育行政	教育委員会事務局	教育行政	○教育行政 ○私学振興 ○青少年対策 ○保育行政

(教育委員会については知事部局の部局再編との関連部門のみ参考に記載)

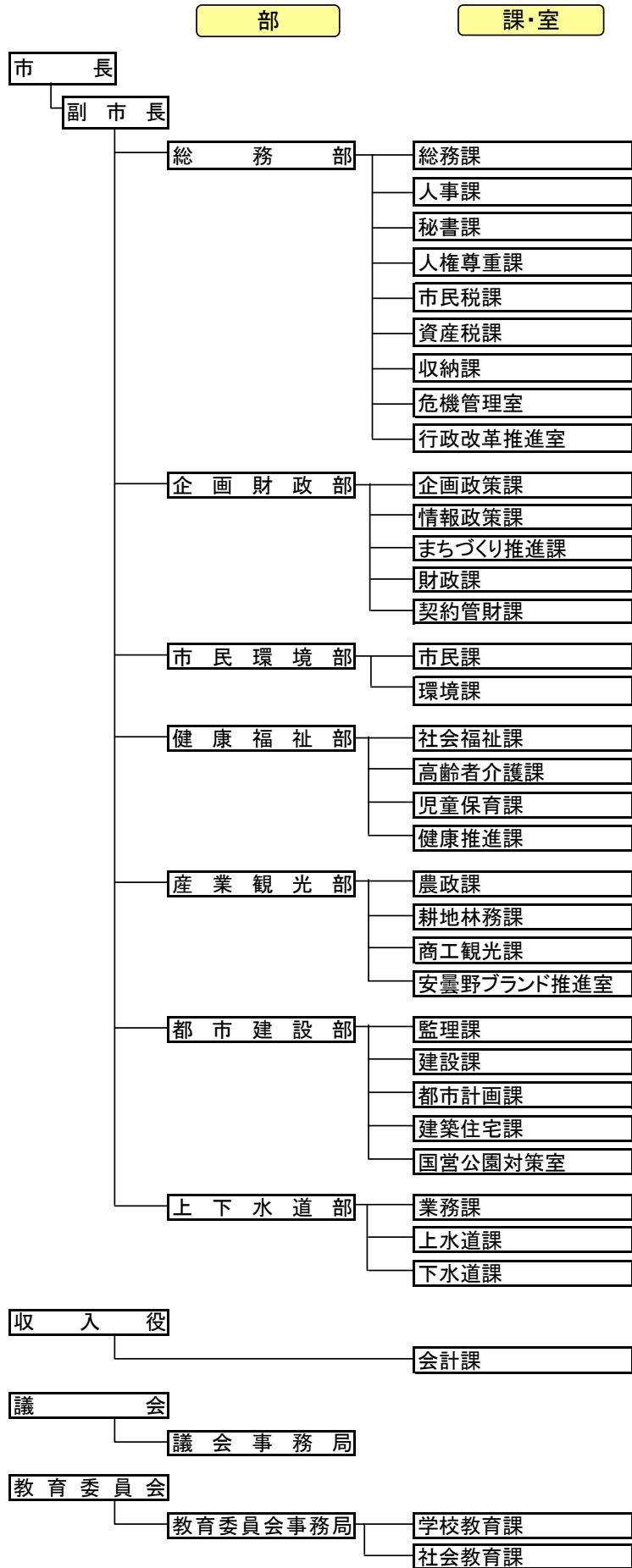
部局再編案たたき台による人員構成



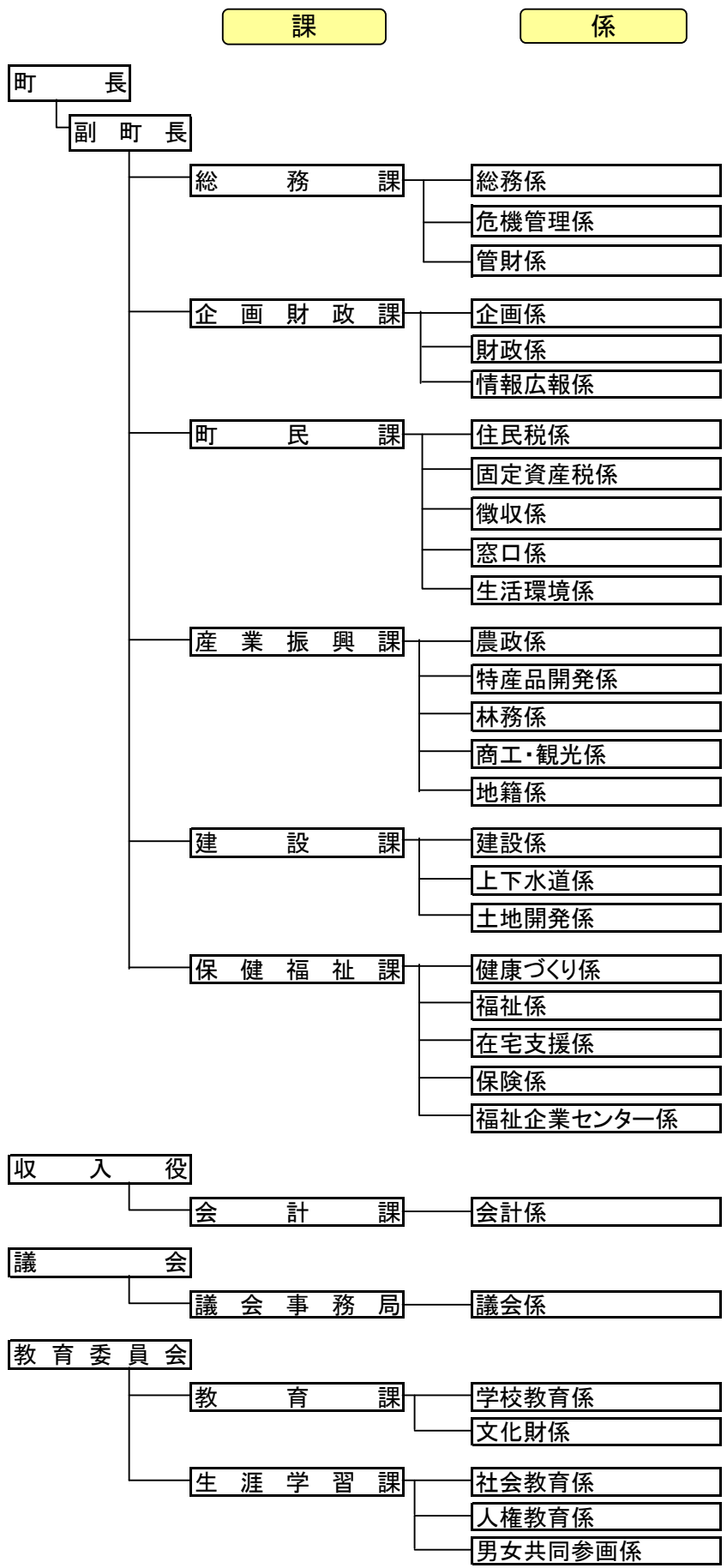
部局再編案たたき台による現地機関の状況

本庁(再編後)	主な現地機関	機関数 (支所数)	業 務 内 容
危機管理部	地方事務所地域政策課	10	消防防災、危機管理 等
	消防学校	1	消防職員などの教育訓練
	消防防災航空センター	1	消防防災への運用・管理
企 画 部	地方事務所地域政策課	10	交通安全、人権・男女共同参画、パスポート 等
	松本空港管理事務所	1	松本空港の管理
	男女共同参画センター	1	男女共同参画の普及啓発、女性相談 等
	消費生活センター	4(1)	消費者相談 等
総 務 部	地方事務所地域政策課	10	選挙、地域振興 等
	地方事務所税務課	10	県税の賦課・徴収
健康福祉部門	地方事務所福祉課 (福祉事務所)	10	生活保護、障害者福祉、介護保険 等
	保健所	10(6)	医療機関、健康増進、難病対策、精神保健、感染症予防、食品衛生、生活衛生 等
	児童相談所	5	児童相談、児童虐待防止対策 等
	児童福祉施設(諏訪湖健康学園など)	3	知的障害児の治療・教育及び就労支援、情緒障害児の治療 等
	看護大学、福祉大学校など	5(1)	看護師、介護福祉士等の人材育成
	食肉衛生検査所	4	食肉の衛生検査 等
病院事業部門	県立病院	5	
環境部門	地方事務所環境課	10	環境保全、廃棄物対策、上水道 等
	環境保全研究所	1	環境・保健衛生に関する試験研究 等
	千曲川流域下水道建設事務所	1	千曲川流域下水道の建設・維持管理
商工労働部門	地方事務所商工観光課 (商工観光建築課)	10	工業・商業の振興、産業保安、雇用対策 等
	労政事務所	4(1)	労働生活相談、個別的労使紛争のあっせん 等
	工業技術総合センター	1	工業関係の試験研究 等
	工科短期大学校、技術専門学校	8	ものづくり関連の人材の育成、職業能力開発
観 光 部	地方事務所商工観光課 (商工観光建築課)	10	観光の振興
	観光情報センター	3	観光情報の提供、観光宣伝 等
農 政 部	地方事務所農政課	10	農業振興、担い手対策、農業経営の相談 等
	地方事務所農地整備課	10	農業基盤、農村の生活環境基盤の整備 等
	農業改良普及センター	10(8)	農業技術指導、担い手対策、農村女性支援 等
	農業大学校	1	農業人材の育成
	農業関係試験場	8(3)	農業関係の試験研究 等
	家畜保健衛生所	5(1)	家畜の伝染病予防、畜産指導 等
林 務 部	地方事務所林務課	10	森林整備、林業技術指導、鳥獣保護、治山事業 等
	林業大学校	1	林業関係の人材育成
	林業総合センター	1	林業関係の試験研究
土木建築部門	地方事務所建築課 (商工観光建築課)	10	建築確認、景観育成、県営住宅の管理 等
	建設事務所	15(1)	土木工事の調査・設計・施工、道路・河川等の維持管理 等
	砂防事務所	3	砂防工事の調査・設計・施工、砂防指定地等の管理 等
会 計 局	会計センター	4(6)	現地機関の出納業務、公共工事の検査 等

安曇野市機構図(19. 4. 1現在)



長和町機構図(19.4.1現在)



部局再編案たたき台に対する部局の主な意見

全般的事項

- ・規模が大きな部については、対外的な調整や、専門分野の判断、内部のマネジメントなど部長の業務が過大になることから、部次長等の職の設置が必要ではないか。

企画部の名称

- ・県民生活に関する業務が加わるため、企画部という名称では県民に分かりにくいのではないか。

生活排水対策の所管

- ・公共下水道、農業集落排水、浄化槽の生活排水対策の一元化は国も評価しており、どの部局で所管するとしても一元的に所管すべき。
- ・生活排水対策については、市町村及び県の現地機関の窓口と本庁の所管部局がねじれている。所管のねじれの解消や、事業の大半を公共下水道が占めていること、技術職員の育成等の観点から土木部で所管すべき。

中山間地域対策等の地域振興対策の所管

- ・中山間地域対策は、農業振興という面だけではなく、山村振興の総合的な取り組みが必要であることから横断的課題として位置づける必要があるのではないか。

土木部と住宅部の統合

- ・土木と建築の分野では技術的な違いがある。業務がやりやすいような組織、あるいは職の設置の検討が必要ではないか。また、技術の職員がバラバラにならないような配慮が必要。

住宅部存続に関する関係業界の陳情等

陳 情 者	陳 情 の 内 容
(社) 長野県建築士会 会長 出澤 潔 (H19. 6. 22)	○創設以来40年になろうとする住宅部の建築行政は県民の住環境を豊かなものとしている。 ○環境の悪化が叫ばれる中で、生命と財産を守る建築は今までも増して必要である。 ○県民は、より一層きめ細やかな建築行政のサービスを求め、県はそれに応える責務がある。 ○県民が求める建築行政へのサービスの窓口が明確に存在することこそが真の県民の立場にたつ視点である。 ○県行政システムの中に明確な位置付けを持つ住宅部の存続を強く要望し、私たちの意見の表明の場をいただきたい。
(社) 長野県建築設計事務所 会長 柳沢隆一 (H19. 6. 22)	○以下のような状況にあり、今の住宅部がより充実した方向で建築住宅行政のサービス向上に邁進されることを望む。 ・耐震構造偽装事件に関連する調査、エレベーター・ジェットコスター事故等に対する即刻の対応 ・東海地震等の対策のための公共建築物の耐震診断と耐震改修、木造住宅等耐震診断改修事業 ・建築基準法の大幅改正による建築確認及び検査の厳格化、構造計算適合性判定業務の開始 ・改正された建築士法の建築士や建築事務所に対する周知徹底
長野県建築物防災協会 会長 塩原芳邦 (H19. 6. 22)	○耐震診断による耐震改修と県営施設の改修、構造計算偽装問題に端を発する建築基準法、建築士法の大幅な改正といった多くの課題を抱える状況の中、建築界に対する積極的かつ統一した指導体制の存続が必要であり、建築行政を一層推進していかなければならない部署として、住宅部は現行のまま残すべき。 ○社会環境の悪化が叫ばれる中で、人の命を守り、財産の安全を図る建築行政は、より一層重要。 ○県民は、今以上にきめ細やかな建築行政サービスを求めており、県はそれに応える責務がある。 ○県民が求める建築行政サービスの窓口が明確に存在することが望ましく、住宅部の存続をお願いし、私たちの意見の表明の機会をいただきたい。
(社) 長野県電業協会 会長 上田正昭 (収受H19. 6. 25)	○住宅部は、最も重要な住環境を我々業界と共に、安心・安全でより快適に提案していく役割を担っている。 ○土木と建築では技術や資格、仕事の内容や法的な規制まで全く違う分野である。 ○業界としては、質の高い住宅サービスを県民に提供するため、専門集団である住宅部の存在が必要不可欠である。 ○住宅部の役割が過小評価され、土木部には吸収されるべきではない。存続をお願いしたい。
(社) 長野県管工事設備工業協会 会長 腰原照敏 (H19. 6. 25)	○県民に対する安心・安全を担う住宅部の役割が過小評価されての土木部への吸収はされるべきではない。 ○土木と建築とでは必要とされる知識や技術をはじめ、法的な規制等についても全く違う分野である。 ○質の高い住宅行政サービスを県民に提供するためには、専門集団である住宅部の存続が必要不可欠である。 ○住宅部は業界・団体と共に県民の生活安定のために弛まぬ努力を続けており、是非とも存続させていただきたい。

陳 情 者	陳 情 の 内 容
(社)長野県建設業協会 会長 中澤 英 (H19.6.25)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築基準法に基づく建築確認を総合的に掌る指導・管理の組織として住宅部の役割は大きい。 ○ 耐震偽装事件、エレベーター、ジェットコースター等昇降、遊戯施設の検査不備に係る事故、既存建築物の耐震化の推進、アスベスト対策、建設リサイクルの推進など建築行政への県民の期待に応えるため、安全・安心の担保として確とした組織が必要である。 ○ 公共建築の維持管理等に必須の建築技術は、組織、技術者が切磋琢磨して技術の研鑽に務める体制が緊要である。 ○ 組織の見直しに当たっては、住宅部の存在意義をご確認いただき、住宅部として存続していただきたい。 ○ 仮に住宅部としての存続が難しい場合は、「住宅局」又は「建築局」とされたい。
長野県鐵構事業協同組合 理事長 寺島大士 (H19.6.25)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅部には専門的な技術と新しい技術を絶えず教示・指導してもらい改めてその存在を確認している。 ○ 統合すると建築関連団体がどの機関と関連を持っていくか非常に解かりにくい組織になってしまう。 ○ 建築と土木はもともと必要な技術や資格又仕事の内容も違う。 ○ 住宅部の必要性についてご理解をいただき、『部』として存続するようにお願いする。 ○ 見直される場合は、建築・住宅として県民や業界にわかりやすい部署『局』として位置づけられたい。